平成27年11月24日(火) 津島市市長公室人事秘書課(辻村、永田) 電話番号0567-24-1111(内線2311)

議案72号 津島市部設置条例の一部改正について

1 改正理由

「つしま成長戦略の推進に適した組織」、「新たな行政課題への対応が可能な組織」、「市民に分かりやすい組織」を構築することを目的として組織機構を見直すことに伴い、所要の規定を整備する必要があるため。

2 改正内容

- ・ 自然災害や事故災害の危機管理について、災害発生時の全庁的な統率機能と平常時における防災訓練やBCP(事業継続計画)を含めた企画及び総合調整機能の強化を図るため、防災・危機管理業務を市民協働部から市長公室に移管する。
- ・ 農業や商工業など産業振興施策を生活産業部から(新)建設産業部に移管し、道路、 水路などの都市基盤整備や土地改良事業と一体的、効率的に推進する。
- ・ 業務の実態、組織の簡素化・効率化の観点から、市民協働部と生活産業部を(新)市民生活部に再編。

3 参考事項

- ・ 施行期日 平成28年4月1日
- 部の再編により、12部から11部となります。